秋田県立ゆり支援学校における「学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条により、ゆり支援学校のすべての児童 生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

1 いじめ防止に向けての基本方針

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で示す。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

- (1) 校長、教頭、該当担任、学部主事、生徒指導主事、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のため の校内組織として、いじめ対策委員会を設置する。
- (2) 定例のいじめ対策委員会は年3回程度実施する。
- (3) いじめ事案発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査や対応の役割を分担し対応する。
- (4) いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組【別表】

4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席 することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に 報告し、その後の調査の仕方などを相談する。これは、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態 に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案 に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた児童生徒の保護を 第一に、いじめを行った児童生徒に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、 児童生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

(1) 学校全体としての取組

			児童生徒へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
	いじめの未然防止		○個々の価値観等の理解(道徳・特活) ○道徳教育の充実(人権教育、情報モラル) ○正しい判断力の育成(道徳・特活) ○奉仕的体験活動への積極的取組	〇自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 〇携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り 〇生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 〇地域での様々な体験への参加
	いじめの早期発見		○集団から離れて一人でいる児童生徒への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際 の即時対応と原因追及追究	〇日常的・積極的な児童生徒との会話 〇服装の汚れや乱れ、ケガのチェック 〇児童生徒の持ち物の紛失や増加に注意
いじめの早期対応	暴力を 伴う - いじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神 的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休息時間や登下校時にも教師による見回りを行 うなど被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○児童生徒を守る強い姿勢を見せることと、児童生 徒の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	〇事実を確認し、「いじめは絶対許さない」という 毅然とした態度でいじめを防止 〇いじめの原因や背景の調査による根本的解決 〇関係機関(警察、児童相談所等)との連携	○いじめられた児童生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と児童生徒の言い分を聞くこと と ○被害児童生徒・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を 伴わない いじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休息時間や登下校時にも教師による見回りを行っなど被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	〇児童生徒を守る強い姿勢を見せることと、児童生 徒の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 〇問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	〇事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 〇いじめの原因や背景の調査による根本的解決 〇関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携	○いじめられた児童生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と児童生徒の言い分を聞くこと と ○被害児童生徒・保護者への適切な対応(謝罪等)
	行為が わかりにくい	いじめられた側	〇苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 〇本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 〇いじめの原因や背景の調査による根本的解決	〇児童生徒を守る強い姿勢を見せることと、児童生 徒の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 〇問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめ	いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(カウンセラー等)との連携	○いじめられた児童生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と児童生徒の言い分を聞くこと
	直接関係がない児童生徒		○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童生徒の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの 大切さの指導	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

(2) 家庭や地域との連携

各家庭(PTA)での取組	○児童生徒に関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできる啓発 (PTA教育講演会の実施等) ○児童生徒のがんばりをしっかり認めて褒めること、いけないときにははっきりと叱ることの実践啓蒙 ○家族の子育てへの積極的参加を啓発 ○携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人とで話し合って決定するよう啓発	
地域での取組	〇民生委員やスクールガードに児童生徒たちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 〇広場や近所等で困っている児童生徒への積極的な声かけと学校(保護者)への連絡	